

様式第九（第4条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書

令和4年6月24日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿
経済産業大臣 萩生田 光一 殿

東京都千代田区神田錦町三丁目1番
オームビル2階
株式会社サイトビジット
代表取締役 鬼頭 政人

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

株式会社サイトビジット（以下「当社」といいます。）は、「free サイン」という名称で、契約書の作成、締結、管理まで、契約業務の煩雑なプロセスをオンラインで完結するワンストップ型の電子契約サービスを提供しています。

当社の電子契約サービスを用いることによって、時間や手間、印紙のコスト、紛失や間違い等の契約業務の様々な課題から契約締結業務に関与する方々を解放し、日本の企業の生産性の向上に資することを事業目標としております。

free サインは、既にサービスとして提供されておりますが、本書面で照会する事項についての適合性についての確認を取れていないことから、建設業界に対して建設工事の請負契約への利用をご案内することができておりません。建設業界においても、free サインを利用することによって生産性の向上が見込まれると考えており、当社としてかかる生産性の向上に貢献したいと考えております。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

「新たな役務の開発又は提供」に該当すると考えます。

当社が提供する free サインは、電磁的記録を活用することによるペーパーレス化、脱ハンコ化に資するものであり、従来紙の書面を使用していた現場における生産性向上を見込

むことができ、また、従来の紙に代わる方法として新たな需要の獲得を見込むことができます。

当社の free サインについては、建設工事の請負契約についても上記の目的に資するものであると考えており、free サインが建設業法施行規則第 13 条の 4 第 2 項の技術的基準に適合していることを確認することができれば、当社としては、建設業界に対してその旨を周知し、建設業界における建設工事の請負契約に際して、free サインを利用させていただくという新たな役務を提供することができます。

新たな需要の獲得の見込みについては以下のとおりです。

年間顧客獲得数を ■■■ 社、平均的なサービス利用料を年間 ■■■ 円 (■■■ ■■■) と仮定すると、年間で ■■■ 円の需要が見込まれます。

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

(1) 事業実施主体

サービス提供事業者：当社

サービス利用者：当社顧客

(2) 事業概要

ア free サインの概要

当社は、「free サイン」という名称の電子契約サービスを事業者、個人向けに提供しており、free サインとは、契約書の作成、締結、管理まで契約業務の煩雑なプロセスを free サインのサービスのみのみでオンラインで完結するワンストップ型の電子契約サービスです。

free サインには、2つのサービスがあり、(i) 電子証明書を利用しない電子サインサービスと、(ii) 電子証明書を利用する 電子署名サービスがあります。

イ 各サービスの概要

(ア) ユーザー登録の方法

電子サインサービス及び電子署名サービスのいずれを利用する場合であっても、最初に free サインのサービスを利用して、契約書を受信者に送信するためには、ユーザー登録が必要です。その場合のプロセスは以下のとおりです。

1. free サインのサービスの利用を希望するものは所定の URL にアクセスします。
2. 利用者は、ユーザー登録画面に、free サインに登録するメールアドレス・パスワードを入力し、個人情報の取り扱い・利用規約に同意したうえで、「ユーザー登録する」をクリックします。
3. 利用者のメールアドレスに free サインからアクセス用 URL が自動的に送信されます。
4. 利用者が当該 URL にアクセスすると、free サインの登録画面に遷移します。
5. 利用者は、free サインに登録したメールアドレス・パスワードを入力し、ログインします。
6. 利用者は、チーム名・電話番号・メールアドレスを入力し、登録します。

(イ) 電子サインサービスによる契約締結

利用者の中で freee サインの電子サインサービスを利用して、電子契約を締結する場合の方法、プロセスについては、以下のとおりです。

- ① 利用者である送信者は、freee サインにログインし、署名方法として、電子サインを選択し、契約内容を記載したファイル（PDF、Word、Excel、PowerPoint）を freee サインの契約するクラウドサーバー上にアップロードします。
- ② 送信者は、freee サインの画面上で、受信者である相手方に関する情報（氏名、メールアドレス等）を指定して、受信者への送信に同意します（送信に同意する内容のボタンをクリックします。）。
- ③ freee サインは、自動的に受信者の電子メールアドレスに対して、送信者から受信者宛に電子契約書が届いた旨と freee サインのクラウドサーバー上にアップロードされた電子ファイルにアクセスするための URL が記載された電子メールを送り、受信者はかかる電子メールを受け取ります。
- ④ 受信者は送信された電子メールに記載された URL をクリックすることにより、freee サインのクラウドサーバー上にアップロードされた電子ファイルにアクセスします。
- ⑤ 受信者は、電子ファイルの内容を確認の上、契約書内の入力項目・署名者印欄に記載する内容をフォームに入力します（「印鑑」「姓」「名」の入力は必須です。）。
- ⑥ 受信者は、freee サインの画面上に表示された「電子記録及び電子署名の利用に同意する」旨の画面上の同意ボタンにチェックを入れたうえで「署名」のボタンをクリックします。なお、上記がなされた時点で、freee サインのクラウドサーバー上にアップロードされた電子ファイルがいずれの形式であっても、PDF 形式に変換されています。
- ⑦ 上記⑥がなされると、自動的に送信者及び受信者の電子メールアドレスに対して受信者の署名がなされた旨の通知がなされ、送信者が freee サイン上で最終確認として「締結完了」のボタンをクリックし、契約締結が完了します。
- ⑧ 上記⑦がなされると、freee サインのシステム上、送信者の端末から当社の契約するサーバーに対してタイムスタンプの付与をリクエストする内容の通信がされます。
- ⑨ 当社は、信頼できるクラウドサービス（トラステッド・サービス）の評価や情報提供の枠組みとして、一般財団法人 日本情報経済社会推進協会が作った認定制度である JCAN トラステッド・サービス登録に登録されているサイバートラスト株式会社が提供する、書面の電子化や電子契約で求められる電子文書の長期間に渡る真正性を確保する長期署名に対応した「iTrust リモート署名サービス」を利用しており、上記⑧のリクエストは、当社の freee サインのシステムと 2 つ以上のソフトウェアやアプリケーションを接続し、一部機能を共有する仕組み（API）にて連携している iTrust リモート署名サービスにおいてサイバートラスト株式会社が運用管理するサーバーに送られます。
- ⑩ 当該リクエストを受けて、iTrust リモート署名サービスのシステム上、電子文書のデータはハッシュ関数によってハッシュ値に変換されます。
- ⑪ iTrust リモート署名サービスのシステムにおいて、上記のハッシュ値に変換された電子文書に、文書の所有者が申請した日時に確かに文書が存在し、その内容がそれ以降変更されていないことを時刻情報とハッシュ値を利用して証明することができる事業者である時刻認証局が発行したタイムスタンプが付与されます。

- ⑫ 当社のシステムから、送信者と受信者にタイムスタンプ付与済みの電子文書が自動的に電子メールで送信されます。

(ウ) 電子署名サービスの概要

利用者の間で free サインの電子署名サービスを利用して、電子契約を締結する場合の方法、プロセスは以下のとおりです。

- ① 当社は、電子署名のプロセスについて、JCAN トラストド・サービス登録に登録されているサイバートラスト株式会社が提供する「iTrust リモート署名サービス」を利用しており、当社は、サイバートラスト株式会社から電子証明書の交付を受けます。
- ② 利用者である送信者は、free サインにログインし、「電子署名の利用に同意しますか？※電子署名は1通送信するごとに料金が発生します。」との画面上の表示に同意の上、契約内容を記載したファイル（PDF、Word、Excel、PowerPoint）を free サインの契約するクラウドサーバー上にアップロードします。
- ③ 送信者は、free サインの画面上で、受信者である相手方に関する情報（氏名、メールアドレス等）を指定して、受信者への送信に同意します（送信に同意する内容のボタンをクリックします。）。
- ④ free サインは、自動的に受信者の電子メールアドレスに対して、送信者から受信者宛に電子契約書が届いた旨と free サインのクラウドサーバー上にアップロードされた電子ファイルにアクセスするための URL が記載された電子メールを送り、受信者はかかる電子メールを受け取ります。
- ⑤ 受信者は送信された電子メールに記載された URL をクリックすることにより、free サインのクラウドサーバー上にアップロードされた電子ファイルにアクセスします。
- ⑥ 受信者が電子ファイルの内容を確認して、free サインの画面上に表示された「電子記録及び電子署名の利用に同意する」旨の画面上の同意ボタンにチェックを入れたうえで「署名」のボタンをクリックします。なお、上記がなされた時点で、free サインのクラウドサーバー上にアップロードされた電子ファイルがいずれの形式であっても、PDF 形式に変換されています。
- ⑦ 上記⑥がなされると、受信者の端末から当社の契約するサーバーに対して電子署名の付与をリクエストする内容の通信がされます。
- ⑧ 上記リクエストは、当社の free サインのシステムと API 連携している iTrust リモート署名サービスにおいてサイバートラスト株式会社が運用管理するサーバーに送られます。
- ⑨ iTrust リモート署名サービスのシステムにより、電子文書のデータはハッシュ関数によってハッシュ値に変換されます。
- ⑩ iTrust リモート署名サービスのシステムにより、上記⑨で生成されたハッシュ値は電子証明書で証明されている公開鍵に対応する秘密鍵で暗号化されます（以下「電子署名①」といいます。）。
- ⑪ iTrust リモート署名サービスのシステムにおいて、電子署名①がなされた電子文書に受信者の氏名、電子メールアドレス、リクエストを送信した日時が書き込まれます。

- ⑫ 当社の freee サインのシステムは、iTrust リモート署名サービスのシステムから、上記⑪の電子文書を受け取ります。
- ⑬ 上記⑫で受け取った電子文書は、freee サインが契約するサーバーに保管され、freee サインのシステムは、送信者の電子メールアドレス宛に電子署名①がなされた電子文書の確認をするよう依頼する内容の電子メールを送信します。
- ⑭ 送信者は、送信者のメールアドレスに送信された電子メールに記載の URL にアクセスして、freee サイン上で電子署名①のなされた電子文書を確認し、「締結完了」のボタンをクリックして契約締結を完了します。
- ⑮ freee サインのシステム上、送信者の端末から当社の契約するサーバーに対して電子署名の付与をリクエストする内容の通信がされます。
- ⑯ 上記リクエストは、当社の freee サインのシステムと API 連携している iTrust リモート署名サービスにおいてサイバートラスト株式会社が運用管理するサーバーに送られます。
- ⑰ 当該リクエストを受けて、iTrust リモート署名サービスのシステム上、電子文書のデータはハッシュ関数によってハッシュ値に変換されます。
- ⑱ iTrust リモート署名サービスのシステムにおいて、上記で生成されたハッシュ値は電子証明書で証明されている公開鍵に対応する秘密鍵で暗号化されます（以下「電子署名②」といいます。）。
- ⑲ iTrust リモート署名サービスのシステムにおいて、電子署名②がなされた電子文書に送信者の氏名、メールアドレス、リクエストを送信した日時が書き込まれます。
- ⑳ iTrust リモート署名サービスのシステムにおいて、電子署名②がなされた電子文書にタイムスタンプと、当初の電子署名に使われた暗号アルゴリズムが危殆化する前に、その時点での最新の暗号技術を用いたタイムスタンプを付与し暗号を掛け直すことで、電子署名の効果を延長する仕組みである長期署名に対応するためのアーカイブタイムスタンプ（ISO32000 に定める標準規格「PADES (PDF Advanced Electronic Signatures)」に準拠した長期署名フォーマットを採用したタイムスタンプ署名) が埋め込まれます。

(3) 新事業活動を実施する場所

当社本社および各事業所

4. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

本法律の解釈が明らかにされ次第、建設工事の請負契約における活用が可能である旨の告知、広告を伴う事業活動を速やかに実施する予定です。

5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

建設業法（昭和二十四年法律第百号）

第十九条

3 建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報

通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

第十三条の四

2 前項に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

一 当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。

二 ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

三 当該契約の相手方が本人であることを確認することができる措置を講じていること。

6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

(1) 具体的な確認事項

本照会により、当社が提供する電子契約サービス free サインが建設業法施行規則第 13 条の 4 第 2 項に規定する技術的基準の要件を満たしていることを確認させていただきたく存じます。

(2) 上記確認事項に関する法律等の解釈及び当社の見解

「建設業法施行規則第 13 条の 2 第 2 項に規定する「技術的基準」に係るガイドライン」には、見読性の確保、原本性の確保及び本人性の確保について要件が述べられています。当社の free サインでは、以下の対応により、電子サインサービス、電子署名サービスのいずれにおいても、建設業法施行規則第 13 条の 4 第 2 項に規定される技術的基準の要件を満たしているものと考えています。

ア 電子サインサービスについて

(ア) 見読性の確保について

注文者及び受注者は、各自の端末からインターネットブラウザを経由し free サインにアクセスすることで、建設工事請負契約書を PDF ファイルとして随時閲覧、印刷、ダウンロードすることが可能であり、見読性の確保の要件を満たします。

(イ) 原本性の確保について

free サインの電子サインサービスにおいては、上記「3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容」(2)イ(イ)の⑧から⑫に記載の暗号化のプロセスがとられています。

上記「3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容」(2)イ(イ)の⑧から⑫については、全て当社のシステム及びそれと API 連携した iTrust リモート署名サービスのシステム上で自動的に処理されており、電子文書は、当社の意思が何ら介在する余地がなく、利用者である送信者及び受信者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されております。また、受信者又は送信者の端末と当社の契約するサーバーとの間の通信及び当社の契約するサーバーとサイバートラスト株式会社が運用管理するサーバーとの間の通信は、TLS 通信により暗号化されており、盗聴、改ざん、なりすましの防止が図られています。

上記「3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容」2(2)イ(イ)の①乃至⑦のプロセスを経て、送信者が契約の「締結完了」をクリックしたことによって、iTrust リモート署名サービスのシステム上で、直ちにハッシュ関数で求めたハッシュ値が生成され、同時にタイムスタンプが付与されることから、当該時刻以降は、送信者と受信者が同意した電子文書とハッシュ値を照合することにより、当該電子文書の改ざんの有無を検知することが可能であり、原本性の確保の要件を満たすことができます。

(ウ) 本人性の確保について

free サインの電子サインサービスでは、free サインと契約する利用者は、実在のメールアドレスを登録する必要があります。上記の「3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容」(2)イ(ア)記載のとおり、利用者は、自らのメールアドレスを確認しユーザーIDとして登録したうえで自らパスワードを設定し、登録されたメールアドレスに free サインからアクセス用 URL が発行され、登録された利用者は当該アクセス用 URL と登録したパスワードを使ってのみ初回登録（ログイン）を行うことができる仕様となっています。以上のとおり、free サインと契約する利用者は、初回登録時に複数回本人確認を行うことで、なりすましを防止しています。なお、2回目以降のログイン時においては、初回登録時に自ら設定したユーザーID とパスワードでのみログインを行うことができ、また ID ならびにパスワードについては、ログイン後の設定画面、または登録されたメールアドレス宛に送信される URL からのみ変更することができることとしており、なりすましを防止しています。

契約書の送信を受ける受信者については、free サインに自ら登録する必要はありませんが、受信者が free サインによる契約の締結を完了させるためには、受信者本人が利用する実在のメールアドレスを free サインのシステム外で任意の方法により送信者に伝え、送信者が当該受信者から伝えられたメールアドレスを free サインに入力又は選択する必要があります。送信者が上記の方法により free サイン上で受信者のメールアドレスとして指定したメールアドレスに free サインから自動生成されたアクセス用 URL が記載された電子メールが送信され、受信者は当該アクセス用 URL を使ってのみ送信者から送られた契約書にアクセスし、free サインによる電子サインの指示を行い、契約書の締結を完結させることができます。以上のとおり、受信者については、契約当事者である送信者が受信者から伝えられたメールアドレスを free サインによる送信先として指定し、当該メールアドレスに対して free サインからアクセス用 URL が記載された電子メールが送信されるということになっております。受信者と送信者の双方が、契約の締結を完結するために、受信者のメールアドレスに契約の締結を完結するための URL が記載された電子メールが送られることを認識し、これを了解している以上、契約締結権限を有する受信者本人以外の者が使用できるメールアドレスが契約締結を完結するためのメールアドレスとして

指定されることは想定されず、したがって、上記のメールアドレスを用いる方法により本人性の確保がなされています。

なお、上記で freee サインから送られるアクセス用 URL は、送信の都度、英数字をランダムに組み合わせて自動生成されるユニークな URL であり、第三者により複製される可能性は極めて低いといえます。

契約書の送信者が freee サイン上で受信者のメールアドレスを指定して契約書を送信して、受信者が freee サイン上で契約書の内容を確認して、契約締結を完結させるまでの間、上記の方法以外で契約書にアクセスすることはできません。

また、当社の開発者が悪意をもって freee サインの利用者の意図とは異なる電子サインを行い、またはその他の改変を行うことがないよう、以下のとおり、組織的にサーバーへのアクセス制御を行っています。

当社のシステム開発グループに属する当社の従業員及びシステム開発に従事する業務受託者のうちチームリーダー以外の者（総称して「一般開発者」といいます。）については、本番サーバーへのアクセス権限はなく、本番サーバーに物理的にアクセスすることができません。一般開発者において、本番サーバーでの作業の必要が生じた場合であっても、原則として自らは本番サーバーにアクセスせず、チームリーダー（現時点では3名）に当該作業を依頼し、チームリーダーが当該依頼された作業を行います。何らかの事情で一般開発者が自ら本番サーバーにアクセスして作業を行う場合には、一般開発者は、チームリーダーに対し、作業内容と作業時間を明らかにしたうえで本番サーバーへのアクセス権限の付与申請を行い、チームリーダーがこれを認めれば時限付きのアクセス権限が付与されます。チームリーダーについては、緊急のメンテナンスの必要等に備えて、常時単独で本番サーバーにアクセスする権限がありますが、本番サーバーにアクセスした際には、他のチームリーダーに対し、自動的に当該者が本番サーバーにアクセスした旨の通知がなされるため、チームリーダーについても不正な行為がなされることのないよう牽制が働いています。

以上のとおりですので、本人性の確保の要件を満たしています。

イ 電子署名サービスについて

(ア) 見読性の確保について

注文者及び受注者は、各自の端末からインターネットブラウザを経由し freee サインにアクセスすることで、建設工事請負契約書を PDF ファイルとして随時閲覧、印刷、ダウンロードすることが可能であり、見読性の確保の要件を満たします。

(イ) 原本性の確保について

freee サインの電子署名サービスにおいては、上記「3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容」(2)イ(ウ)の⑦から⑩に記載の暗号化のプロセスがとられています。

上記「3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容」(2)イ(ウ)の⑦から⑩については、全て当社のシステム及びそれと API 連携した iTrust リモート署名サービスのシステム上で自動的に処理されており、電子文書は、当社の意思が何ら介在する余地がなく、利用者である送信者及び受信者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されており

ます。また、受信者又は送信者の端末と当社の契約するサーバーとの間の通信及び当社の契約するサーバーとサイバートラスト株式会社が運用管理するサーバーとの間の通信は、TLS 通信により暗号化されており、盗聴、改ざん、なりすましの防止が図られています。

以上のとおり、原本性の確保について、freee サインの電子署名サービスは、公開鍵暗号方式による電子署名及びタイムスタンプを付与する機能を有します。契約の締結が完了した PDF データには「署名済み」であることを示す署名者情報と長期署名に対応するためのアーカイブタイムスタンプが付与されており、署名者情報とタイムスタンプには、上記のとおり、改ざん防止の措置（PDF ファイルをハッシュ関数で求めたハッシュ値を秘密鍵で処理した暗号文を付与）がとられており、不正な処理が行われると、PDF の原本性が無効であることが検知できることから、原本性の確保の要件が満たせます。

（ウ）本人性の確保について

freee サインの電子署名サービスでは、freee サインと契約する利用者は、実在のメールアドレスを登録する必要があります。上記の「3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容」(2)イ（ア）記載のとおり、利用者は、自らのメールアドレスを確認しユーザーIDとして登録したうえで自らパスワードを設定し、登録されたメールアドレスに freee サインからアクセス用 URL が発行され、登録された利用者は当該アクセス用 URL と登録したパスワードを使ってのみ初回登録（ログイン）を行うことができる仕様となっています。以上のとおり、freee サインと契約する利用者は、初回登録時に複数回本人確認を行うことで、なりすましを防止しています。なお、2回目以降のログイン時においては、初回登録時に自ら設定したユーザーID とパスワードでのみログインを行うことができ、また ID ならびにパスワードについては、ログイン後の設定画面、または登録されたメールアドレス宛に送信される URL からのみ変更することができることとしており、なりすましを防止しています。

契約書の送信を受ける受信者については、freee サインに自ら登録する必要はありませんが、受信者が freee サインによる契約の締結を完了させるためには、受信者本人が利用する実在のメールアドレスを freee サインのシステム外で送信者に伝え、送信者が当該受信者から伝えられたメールアドレスを freee サインに入力又は選択する必要があります。送信者が上記の方法により freee サイン上で受信者のメールアドレスとして指定したメールアドレスに freee サインから自動生成されたアクセス用 URL が記載された電子メールが送信され、受信者は当該アクセス用 URL を使ってのみ送信者から送られた契約書にアクセスし、freee サインによる電子署名の指示を行い、契約書の締結を完結させることができます。以上のとおり、受信者については、契約当事者である送信者が受信者から伝えられたメールアドレスを freee サインによる送信先として指定し、当該メールアドレスに対して freee サインからアクセス用 URL が記載された電子メールが送信されるということになっておりますので、メールアドレスを用いる方法により本人性の確保がなされています。

なお、上記で freee サインから送られるアクセス用 URL は、送信の都度、英数字をランダムに組み合わせて自動生成されるユニークな URL であり、第三者により複製される可能性は極めて低いといえます。

契約書の送信者が freee サイン上で受信者のメールアドレスを指定して契約書を送信して、受信者が freee サイン上で契約書の内容を確認して、契約締結を完結させるまでの間、上記の方法以外で契約書にアクセスすることはできません。

また、当社の開発者が悪意をもって freee サインの利用者の意図とは異なる電子サインを行い、またはその他の改変を行うことがないように、以下のとおり、組織的にサーバーへのアクセス制御を行っています。

当社のシステム開発グループに属する当社の従業員及びシステム開発に従事する業務受託者のうちチームリーダー以外の者（総称して「一般開発者」といいます。）については、本番サーバーへのアクセス権限はなく、本番サーバーに物理的にアクセスすることができません。一般開発者において、本番サーバーでの作業の必要が生じた場合であっても、原則として自らは本番サーバーにアクセスせず、チームリーダー（現時点では3名）に当該作業を依頼し、チームリーダーが当該依頼された作業を行います。何らかの事情で一般開発者が自ら本番サーバーにアクセスして作業を行う場合には、一般開発者は、チームリーダーに対し、作業内容と作業時間を明らかにしたうえで本番サーバーへのアクセス権限の付与申請を行い、チームリーダーがこれを認めれば時限付きのアクセス権限が付与されます。チームリーダーについては、緊急のメンテナンスの必要等に備えて、常時単独で本番サーバーにアクセスする権限がありますが、本番サーバーにアクセスした際には、他のチームリーダーに対し、自動的に当該者が本番サーバーにアクセスした旨の通知がなされるため、チームリーダーについても不正な行為がなされることのないよう牽制が働いています。

以上のとおりですので、本人性の確保の要件を満たしています。

以上